

原管発官 R5 第 96 号  
令和 5 年 8 月 8 日

原子力規制委員会 殿

東京都千代田区内幸町 1 丁目 1 番 3 号  
東京電力ホールディングス株式会社  
代表執行役社長 小 早 川 智 明

#### 柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更認可申請書

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律第 4 3 条の 3 の 2 4 第 1 項の規定に基づき、下記のとおり柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の変更認可を申請いたします。

#### 記

##### 1. 変更の内容

昭和 59 年 11 月 1 日付 59 資庁第 12588 号をもって認可を受け、昭和 60 年 6 月 20 日付 60 資庁第 7424 号、昭和 60 年 7 月 2 日付 60 資庁第 8744 号、昭和 60 年 9 月 18 日付 60 資庁第 11641 号、昭和 62 年 6 月 29 日付 62 資庁第 4304 号、昭和 63 年 2 月 4 日付 62 資庁第 16333 号、平成元年 3 月 31 日付元資庁第 3496 号、平成元年 6 月 27 日付元資庁第 6829 号、平成元年 11 月 7 日付元資庁第 13292 号、平成 2 年 3 月 23 日付 2 資庁第 1878 号、平成 3 年 11 月 1 日付 3 資庁第 11371 号、平成 4 年 9 月 25 日付 4 資庁第 9740 号、平成 5 年 5 月 17 日付 5 資庁第 1424 号、平成 5 年 9 月 22 日付 5 資庁第 9767 号、平成 7 年 2 月 23 日付 7 資庁第 1199 号、平成 7 年 9 月 5 日付 7 資庁第 8715 号、平成 7 年 11 月 22 日付 7 資庁第 11868 号、平成 8 年 6 月 14 日付 8 資庁第 6100 号、平成 8 年 6 月 25 日付 8 資庁第 7478 号、平成 8 年 9 月 25 日付 8 資庁第 9733 号、平成 9 年 1 月 31 日付平成 09・01・09 資第 08 号、平成 9 年 4 月 7 日付平成 09・03・13 資第 30 号、平成 9 年 9 月 30 日付平成 09・07・22 資第 16 号、平成 10 年 10 月 29 日付平成

10・09・04 資第 5 号, 平成 11 年 8 月 18 日付平成 11・07・23 資第 20 号, 平成 11 年 12 月 14 日付平成 11・11・05 資第 17 号, 平成 12 年 6 月 12 日付平成 12・05・19 資第 4 号, 平成 13 年 1 月 5 日付平成 12・08・31 資第 15 号, 平成 13 年 3 月 12 日付平成 13・02・15 原第 23 号, 平成 13 年 3 月 30 日付平成 13・03・23 原第 18 号, 平成 13 年 10 月 10 日付平成 13・09・11 原第 5 号, 平成 13 年 12 月 21 日付平成 13・12・06 原第 2 号, 平成 14 年 3 月 18 日付平成 14・02・22 原第 10 号, 平成 14 年 5 月 7 日付平成 14・03・28 原第 1 号, 平成 14 年 6 月 20 日付平成 14・06・05 原第 13 号, 平成 14 年 8 月 28 日付平成 14・07・12 原第 9 号, 平成 14 年 9 月 27 日付平成 14・08・29 原第 12 号, 平成 14 年 10 月 30 日付平成 14・10・18 原第 16 号, 平成 15 年 5 月 8 日付平成 15・04・07 原第 6 号, 平成 15 年 7 月 23 日付平成 15・06・30 原第 50 号, 平成 15 年 10 月 22 日付平成 15・09・25 原第 4 号, 平成 15 年 12 月 17 日付平成 15・11・17 原第 11 号, 平成 16 年 5 月 24 日付平成 15・12・24 原第 26 号, 平成 16 年 6 月 18 日付平成 16・05・28 原第 38 号, 平成 16 年 10 月 27 日付平成 16・08・27 原第 3 号, 平成 17 年 4 月 4 日付平成 17・03・16 原第 4 号, 平成 17 年 7 月 27 日付平成 17・07・12 原第 8 号, 平成 17 年 9 月 16 日付平成 17・09・01 原第 7 号, 平成 17 年 12 月 20 日付平成 17・12・06 原第 6 号, 平成 18 年 2 月 22 日付平成 18・01・27 原第 17 号, 平成 18 年 7 月 18 日付平成 18・06・30 原第 21 号, 平成 19 年 3 月 19 日付平成 19・03・05 原第 11 号, 平成 19 年 7 月 9 日付平成 19・06・22 原第 10 号, 平成 19 年 8 月 31 日付平成 19・07・31 原第 18 号, 平成 19 年 10 月 16 日付平成 19・09・28 原第 44 号, 平成 19 年 12 月 13 日付平成 19・09・28 原第 40 号, 平成 19 年 12 月 13 日付平成 19・11・30 原第 15 号, 平成 19 年 12 月 25 日付平成 19・12・14 原第 11 号, 平成 20 年 4 月 17 日付平成 20・04・03 原第 14 号, 平成 20 年 6 月 17 日付平成 20・05・29 原第 19 号, 平成 20 年 8 月 22 日付平成 20・07・11 原第 28 号, 平成 20 年 10 月 24 日付平成 20・10・10 原第 8 号, 平成 20 年 12 月 12 日付平成 20・10・31 原第 14 号, 平成 21 年 2 月 12 日付平成 21・01・28 原第 12 号, 平成 21 年 11 月 25 日付平成 21・10・30 原第 11 号, 平成 22 年 1 月 22 日付平成 21・12・16 原第 9 号, 平成 22 年 6 月 14 日付平成 22・05・26 原第 3 号, 平成 23 年 5 月 6 日付平成 23・04・08 原第 31 号, 平成 23 年 5 月 11 日付平成 23・04・21 原第 7 号, 平成 23 年 11 月 18 日付平成 23・10・07 原第 34 号, 平成 24 年 1 月 13 日付平成 23・12・13 原第 16 号, 平成 24 年 9 月 6 日付 20120720 原第 27 号, 平成 25 年 7 月 5 日付原管 B 発第 1307054 号, 平成 25 年 8 月 12 日付原管 B 発第 1308121 号, 平成 25 年 12 月 11 日付原管 B 発第 1312111 号, 平成 26 年 12 月 5 日付原規規発第 1412052 号, 平成 27 年 6 月 12 日付原規規発第 1506123 号, 平成 27 年 9 月 14 日付原規規発第 1509142 号, 平成 28 年 1 月 7 日付原規規発第 1601078 号, 平成 28 年 3 月 3 日付原規規発第 1603034 号, 平成 28 年 3 月 24 日付原規規発第 16032418 号, 平成 28 年 12 月 5 日付原規規発第 1612052 号, 平成 30 年 9 月 19 日付原規規発第 18091910 号, 令和 2 年 2 月 27 日付原規規発第 2002272 号, 令和 2 年 5 月 26 日付原規規発第 2005265 号, 令和 2 年 7 月 17 日付原規規発第 2007171 号, 令和 2 年 8 月 28 日付原規規発第 2008283 号, 令和 2 年 10 月 30 日

付原規規発第 2010305 号, 令和 4 年 5 月 11 日付原規規発第 2205116 号, 令和 4 年 8 月 22 日付原規規発第 2208226 号, 令和 5 年 3 月 14 日付原規規発第 2303141 号及び令和 5 年 8 月 1 日付原規規発第 2308016 号で変更認可を受けた柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定の記述を, 別添の柏崎刈羽原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表の変更後欄のとおり変更する(ただし, 下線は含まない)。

## 2. 変更の理由

### (1) 4号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の追加

4号炉は令和6年8月11日に運転を開始した日以後30年を経過することから, 実用発電用原子炉の設置, 運転等に関する規則の第82条及び保安規定第107条の6に基づき, 添付資料のとおり, 原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価を実施した。また, この評価結果を踏まえ施設管理の項目を抽出し, 4号炉の長期施設管理方針を策定したことから, これを添付6として示すとともに, 保安規定第107条の6を変更する。

## 3. 施行期日

この規定は, 原子力規制委員会の認可を受けた後, 令和6年8月11日から施行する。

以 上

別 添

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定変更比較表

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第107条の6</p> <p>各GMは、1号炉、2号炉、3号炉及び5号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物<sup>※1</sup>（以下、本条において「機器及び構造物」という。）について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定<sup>※2</sup></p> <p>2. 高経年化評価GMは、<u>4号炉</u>、6号炉及び7号炉に関し、機器及び構造物並びに常設重大事故等対処設備<sup>※3</sup>について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3. 高経年化評価GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請<sup>※4</sup>をする場合には営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4. 高経年化評価GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、認可<sup>※5</sup>を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>5. 1号炉、2号炉、3号炉及び5号炉の長期施設管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。</p> <p>※3：「常設重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項の設備をいう（7号炉に限る。）。</p> <p>※4：原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※5：原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>(原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価及び長期施設管理方針)</p> <p>第107条の6</p> <p>各GMは、1号炉、2号炉、3号炉、<u>4号炉</u>及び5号炉に関し、重要度分類指針におけるクラス1、2、3の機能を有する機器及び構造物<sup>※1</sup>（以下、本条において「機器及び構造物」という。）について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに実施した以下の事項について、第11条の2に定める原子炉の運転期間を変更する場合、あるいはその他経年劣化に関する技術的な評価を行うために設定した条件、評価方法を変更する場合は、当該評価の見直しを行い、その結果に基づき、策定した長期施設管理方針を変更する。</p> <p>(1) 経年劣化に関する技術的な評価</p> <p>(2) 前号に基づく長期施設管理方針の策定<sup>※2</sup></p> <p>2. 高経年化評価GMは、6号炉及び7号炉に関し、機器及び構造物並びに常設重大事故等対処設備<sup>※3</sup>について、営業運転を開始した日以後30年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、前項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>3. 高経年化評価GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、運転期間延長認可申請<sup>※4</sup>をする場合には営業運転を開始した日以後40年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>4. 高経年化評価GMは、機器及び構造物について、各号炉毎、認可<sup>※5</sup>を受けた延長期間が10年を超える場合においては、営業運転を開始した日以後50年を経過する日までに、実施手順及び実施体制を定め、これに基づき、第1項(1)、(2)の事項を実施する。</p> <p>5. 1号炉、2号炉、3号炉、<u>4号炉</u>及び5号炉の長期施設管理方針は添付6に示すものとする。</p> <p>※1：動作する機能を有する機器及び構造物に関し、原子炉施設の供用に伴う劣化の状況が的確に把握される箇所を除く。</p> <p>※2：30年を経過する日までに策定する場合は10年間の、それ以外の場合は延長する期間が満了する日までの方針。</p> <p>※3：「常設重大事故等対処設備」とは、実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則第43条第2項の設備をいう（7号炉に限る。）。</p> <p>※4：原子炉等規制法第43条の3の32第4項に規定される申請をいう。</p> <p>※5：原子炉等規制法第43条の3の32第2項に規定される認可をいう。</p>	<p>4号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の追加</p>

## 柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p data-bbox="468 533 982 695">添付6 長期施設管理方針  (第107条の6 関連)</p>	<p data-bbox="1733 533 2246 695">添付6 長期施設管理方針  (第107条の6 関連)</p>	<p data-bbox="2653 260 2763 289">(変更なし)</p>

柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(1) 1号炉 長期施設管理方針（始期：平成27年9月18日，適用期間：10年間） 高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし※1。</p> <p>(2) 2号炉 長期施設管理方針（始期：令和2年9月28日，適用期間：10年間） 高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし※1。</p> <p>(3) 3号炉 長期施設管理方針（始期：令和5年8月11日，適用期間：10年間） 高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし※1。</p> <p>(4) 5号炉 長期施設管理方針（始期：令和2年4月10日，適用期間：10年間） 高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし※1。</p> <p>※1：冷温停止状態が維持されることを前提とした評価による。</p>	<p>(1) 1号炉 長期施設管理方針（始期：平成27年9月18日，適用期間：10年間） 高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし※1。</p> <p>(2) 2号炉 長期施設管理方針（始期：令和2年9月28日，適用期間：10年間） 高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし※1。</p> <p>(3) 3号炉 長期施設管理方針（始期：令和5年8月11日，適用期間：10年間） 高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし※1。</p> <p><u>(4) 4号炉 長期施設管理方針（始期：令和6年8月11日，適用期間：10年間） 高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし※1。</u></p> <p>(5) 5号炉 長期施設管理方針（始期：令和2年4月10日，適用期間：10年間） 高経年化対策の観点から充実すべき施設管理の項目はなし※1。</p> <p>※1：冷温停止状態が維持されることを前提とした評価による。</p>	<p>4号炉の原子炉施設の経年劣化に関する技術的な評価の実施に伴う長期施設管理方針の追加</p>

## 柏崎刈羽原子力発電所 原子炉施設保安規定 変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（令和5年8月1日 原規規発第2308016号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和5年8月11日から施行する。</p> <p>（省略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p><u>附則（令和 年 月 日 原規規発第 号）</u> <u>（施行期日）</u> <u>第1条</u> <u>この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた後、令和6年8月11日から施行する。</u></p> <p>附則（令和5年8月1日 原規規発第2308016号） （施行期日） 第1条 この規定は、令和5年8月11日から施行する。</p> <p>（省略）</p>	<p>4号炉は平成6年8月11日より運転を開始し、令和6年8月11日に運転開始から30年を経過する。 長期施設管理方針は、30年を経過した日を始期として、その後10年間の適用期間とする。</p>



添付資料

- ・ 柏崎刈羽原子力発電所 4 号炉 高経年化技術評価書